

規程第35号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会善意銀行運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置する善意銀行に関する事項について定めるものとする。

（機能及び事業）

第2条 善意銀行は、善意をもって寄せられる金品及び技能の預託並びに配分の機能を持ち、福祉事業やボランティア活動の振興のための事業を行う。

（事務）

第3条 善意銀行に関する事務は、本会事務局において行う。

（簿冊及び経理）

第4条 善意銀行には、第2条に定める事業の実施状況を常に明らかにするための、次の簿冊を備えておかなければならない。

- （1）善意銀行領収書・預かり書（様式第1号）綴り
- （2）善意銀行配分金品受領書（様式第2号）
- （3）善意銀行預託金品台帳（様式第3号）

2 善意銀行の預託金品に関する経理は、一般会計とし、常に明らかにしておかなければならない。

（運営委員会）

第5条 善意銀行に善意銀行運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、善意銀行の機能、事業、金品及び技能の預託並びに配分について、本会会長に意見を具申するものとする。

3 委員会の委員は、次の区分の中から6名を本会会長が委嘱する。

- （1）福祉行政関係職員
- （2）民生委員児童委員
- （3）ボランティア団体関係者
- （4）学識経験者

4 委員会は委員長1名、副委員長1名をおく。委員長、副委員長は委員の互選とする。

5 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また委嘱の区分ある役職を離れても任期を満了するものとする。

7 補欠で就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（預託金品の管理）

第6条 善意銀行に寄せられた金品は、配分に供されるまで確実に保管されなければならない。ただし、保存不可能なとき及び配分しがたい物品等やむを得ない理由のある場合は、本会会長の判断によって適宜処分することができる。

2 前項に係る預託金は、金融機関への預金その他、最も安全確実かつ有利な方法をもって管理するものとする。

（配分先）

第7条 善意銀行の預託金品の配分先は、原則として小美玉市内とする。ただし、他の社会福祉協議会、社会福祉施設及び福祉関係行政機関等から申し入れがあった場合及び会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（預託者の意思の尊重）

第8条 善意銀行へ金品を預託する際、その預託者から配分先の指定希望があった場合は、できる限りその意思を尊重しなければならない。

（緊急の処置）

第9条 火災及び天災等による緊急に善意銀行の配分を要する場合は、本会事務局長の判断において、その状況に応じて必要と認められるだけ配分を行うことができる。ただし、後日速やかに会長に報告しなければならない。

（委任）

第10条 この規程の施行に関し必要なことは、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から一部改正する。